

山 監 査 第 1 7 1 号  
令和8年（2026年）2月26日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 藤 岡 修 美

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和7年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【市民活動推進課 厚陽地域交流センター】

[指摘事項 (1) 使用許可申請書(減免分含む)※許可書(写)含む及び納入済等通知書について]

センター使用許可書の領収済印及び納入済等通知書の領収日付印の日付が7/11(金)のもので、市への入金約40日後の8/20(水)になっているものがある。確認したところ、施設を仮押さえだけした状態で7/12(土)に使用し、約一月後にセンターの求めにより使用許可申請書が提出されたため、申請日及び許可日を7/11(金)に遡って許可書を作成し、施設使用料の領収日も7/11(金)として処理したものであった。

市地域交流センター条例第5条第1項に、「センターを使用する者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。」とあるが、本件は許可を受けていないにもかかわらず施設を使用している。また、使用後に、遡った日付の申請を受け、遡った日付で許可書(領収を含む)を発行することは、虚偽の内容で許可書(領収を含む)を発行したことになる。そのような処理を行うことの無いよう、許可をしているかどうかの確認を徹底し、適正に取り扱われたい。

[改善措置]

今後、このような事態が発生することのないように、センター長及び主事に対しては適正な事務を行うよう改めて指導するとともに、以下のとおり厚陽地域交流センターの事務処理の改善を行う。

(改善策)

- 台帳に利用予定を記載する場合は、申請状況に応じて色分けするなどし、許可書の発行状況が容易に把握できるように管理する。
- 事務室内のホワイトボードを活用し、申請書の提出が必要な利用者はセンター職員全員が確認できるようにする。
- 日次の業務として、向こう1週間の利用状況を必ず確認する。

- 許可書の発行は、複数職員によるダブルチェックを必ず行う。また、発行後は速やかに申請書に許可番号を記入し、許可書と合わせてセンター長が内容を検査する。
- 使用済みとなった許可書の冊子は、速やかに市民活動推進課に提出し、確認を受ける。